

2008くらしのサポーター通信No.32

2009.1発行

ハイライト:

□今月のテーマ:消費者被害と成年後見制度

□お知らせ:SF商法にご注意を!!

□交流コーナー:コラム 百貨店の地階は1階~0階が正しいのかも~

消費者被害と成年後見制度

高齢者を狙った悪質商法や詐欺事件は近頃特に目立つようになり、その手段や手口も巧妙化しています。高齢化社会が進むにつれて、こうした問題はますます深刻なものになっていくことが予想されています。

たしかに、そういった消費者被害を救済するために、様々な法規制が敷かれています。民法では意思無能力や錯誤等を理由とする無効及び詐欺や強迫を理由とする取消し、消費者契約法に定める無効や取消し、特定商取引法等に規定するクーリング・オフなどです。しかし、判断能力の衰えた高齢者が交わした契約について、後日、このような事由を主張、立証していくことは、大変な困難を伴います。

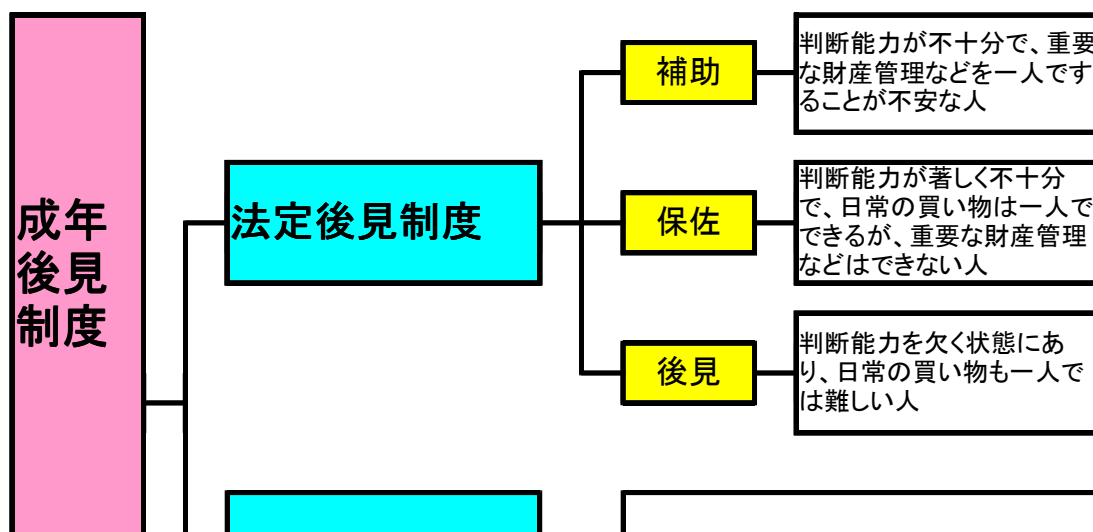
「この先、歳をとって判断力が衰えてきたらどうしよう…」 「歳をとった親がひとり暮らしで心配だ…」などの不安を持たれている人は、成年後見制度を利用してみてはいかがでしょうか。

1 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人が、家庭裁判所に申し立てをして、その本人の代わりに法律行為を行ったり、法律行為を援助してもらったりする人を選ぶ制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力がまだ十分なうちに、あらかじめ後見人候補者を決めて契約をしておく「任意後見」があります。

「法定後見」には、本人の判断能力の程度に応じて、補助、保佐、後見の3種類があり、最後の「後見」というのが最も本人の症状が重く援助の度合いが強いものです。



任意後見制度

現在は判断能力に問題がなく、将来に備えたい人（開始は判断能力が不十分になったとき）

2 成年後見制度を利用するには

成年後見制度の申し立ては家庭裁判所で行います。申し立てができるのは本人または、配偶者、四親等内の親族、市町村長などに限られています。そして、その本人のために援助する人「成年後見人」は、どういった人が選ばれるかということ、本人の親族の他に法律や福祉の専門家が選ばれることがあります。また、成年後見人は、その職務を家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所の監督を受けることになっています。

家庭裁判所から選ばれた成年後見人は、本人の財産を管理し、契約などの法律行為を本人に代わって行います。その範囲は「法定後見」では補助、保佐、後見の種類によって決められ、特に「後見」の場合は、本人の財産に関するすべての法律行為に代理権が与えられます。「任意後見」では契約の段階で任意に選ぶことになります。

ただし、日用品の買い物など日常生活に関する行為は、可能であれば本人が自由に行うことができます。

3 被害にあったときは

もし認知症の本人が高額な商品を騙されて買ってしまった場合は、成年後見人はどんな対処ができるのでしょうか。

成年後見制度を利用すると、悪質業者に結ばされた不利益な契約を本人に代わって成年後見人が取り消すことができるようになります。認知症の親が訪問販売で高額な布団を次々と買わされても成年後見人なら救うことができます。上手に利用して、消費者被害を未然に防ぎましょう。

また、成年後見制度に限らず、高齢の方の消費者トラブルについてご心配なことがありましたら消費者情報センターにご相談ください。

4 おわりに

高齢者の場合、自身の心身の能力減退に気付かず、被害にあっても被害者意識を持っていないということがよくあります。また、認知症の症状が出はじめたばかり、あるいは症状が出たり出なかったりする高齢者の場合には、身近にいる人さえ、それに気付かないことがあります。

このため、被害を未然に防いだり、拡大させないためには、くらしのサポーターを始めとして周囲の人々が、悪質商法の手口を知っておくとともに、高齢者を孤立化させないよう絶えず会話を交わしたり、その身の回りに不審な点がないかなど十分に注意してあげることが不可欠です。日頃から、例えば見慣れない商品が大量にないか、不審な契約書類がないかなど、高齢者の生活実態を把握した上で、必要に応じて、成年後見制度の利用など、消費者被害に対する適切な予防措置をとっておくことが大切です。

くらしのサポーターの皆さんへ

消費者問題に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

S F 商法にご注意を！！

最近、県内各地から家庭用温熱治療器の販売を目的とするS F 商法（催眠商法）についての相談が消費者情報センターに多く寄せられています。

手口は、「開店の宣伝をしている」などと言って業者が訪問してきて、その場でティッシュなどの日用品の引換券を配布、引換に行くために案内された近所の住宅で、別の無料の日用品を渡され話を聞いているうちに、高額な温熱治療器の購入を勧められるというものです。どうか、くれぐれもご注意ください。

<対処方法>

○景品で誘われてもついていかない。

○解約したい場合は、契約してから8日以内ならクーリング・オフが可能

くらしのコラム

百貨店の地階は1階～0階が正しいのかも～

百貨店でエレベーターに乗ると、地下2階、地下1階、1階、2階、・・・と続く。不自然ではないが、階を外して、-2、-1、+1、+2・・・とすれば、ちょっと安定感を欠く。-2、-1、0、+1、+2・・・と0が欲しい。0は精神の安定剤である。

戦後、数えと満の年齢表記が混在していたころは、数えでは正月に歳を取る。これは生まれた年を1と数えるからだ。やがて年齢は満に統一されると、生まれた時は0歳と数えるようになる。すでにこの欄で書いたように、誕生日の前日に歳を重ねるのだ。

算数・数学では、正の数から負の数に変わるには0を通過する儀式がいる。始め（初め）は1か0かの論議同様面白い話である。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

先日のくらしのサポーター研修会では、日頃のサポーター活動などについて積極的に意見を述べたり、講義の内容に質問したり、熱心に研修を受講してくださいまして、ありがとうございました。

サポーターの皆様から頂戴しました貴重なご意見・ご要望につきましては、これからのくらしのサポーターの行事にできる限り反映させていきたいと思っています。